

# 苅田町徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業

## SOS ネットワークとは？

認知症などにより徘徊のおそれがある高齢者が行方不明になった時、警察だけでなく、地域の関係機関や事業所が、捜索に協力することにより、できるだけ早く発見し保護するためのネットワークです。

また、日常の見守りを手助けし、徘徊を予防する働きもあります。



## まずは事前登録を

まずは、事前情報の登録を行きましょう。徘徊の恐れがある高齢者のお名前や特徴、写真などの情報をあらかじめ登録しておくことで、日頃は地域の見守りに役立ち、いざというときは関係機関に必要な情報を提供し、早期発見・保護へとつながります。

なお登録情報は適切に管理し、申込者の同意を得たうえで、関係機関に提供します。

- 申込者 本人または家族等
- 対象者 苅田町内に在住する徘徊の恐れがある高齢者等
- 手続き 下記の窓口にご連絡をお願いします。後日必要な登録手続きに伺いますので、申請者の印鑑と対象者の写真をご用意ください。



| 機関名            | 電話番号         | 担当地区   |
|----------------|--------------|--|
| 苅田町役場地域福祉課     | 093-434-1039 | —  |
| 苅田町社会福祉協議会     | 093-434-3641 | —  |
| 地域包括支援センターかんだ  | 093-436-1301 | 兩窪、若久町、松山、松原町、幸町、提、浜町、苅田、光国、神田町、馬場、京町、長浜町、磯浜町、港町 |
| 地域包括支援センターおぼせ  | 0930-24-6500 | 南原、集、富久町、殿川町、近衛ヶ丘、尾倉、桜ヶ丘、浜町、新浜町、与原、二崎、下新津、新津、小波瀬 |
| 地域包括支援センターしらかわ | 0930-23-7227 | 上片島、下片島、岡崎、葛川、稲光、山口、谷、法正寺、黒添、鋤崎                  |

## 行方不明発生！

登録された方が行方不明になった場合、SOSネットワークに捜索協力を依頼します。

まず、警察署へ行方不明の連絡を行い、次に役場に捜索依頼を連絡しましょう。

その際に行方不明時の状況をお伝えください。

その後、役場が関係機関に情報を提供、捜索を開始します。



| 機関名        | 電話番号   |
|------------|--|
| 行橋警察署生活安全課 | 0930-24-5110                                     |
| 苅田町役場地域福祉課 | 093-434-1039(8:30~17:15)、093-434-1111(17:15~、休日) |

SOSネットワークの流れ（平常時）

徘徊高齢者家族等

①事前情報の登録

行橋警察署生活安全課  
0930-24-5110



苅田町役場地域福祉課  
093-434-1039(8:30~17:15)  
093-434-1111(17:15~、休日)



②事前登録情報の共有



関係機関

苅田町消防署

苅田町社会福祉協議会

地域包括支援センターかんだ・おぼせ・しらかわ、  
苅田町民生委員・児童委員協議会



③日常の見守り

SOSネットワークの流れ（捜索時）

徘徊高齢者家族等

⑤発見報告

①捜索依頼

⑤発見報告

行橋警察署生活安全課  
0930-24-5110



②支援要請

苅田町役場地域福祉課  
093-434-1039(8:30~17:15)  
093-434-1111(17:15~、休日)



④行方不明者捜索

③協力依頼

④発見報告

関係機関

苅田町消防署(消防団含む)、苅田町社会福祉協議会、

地域包括支援センターかんだ・おぼせ・しらかわ、

苅田町民生委員・児童委員協議会、苅田町区長連合会、

苅田町 SOS 協力員（各地区小地域活動推進委員会、苅田町老人クラブ連合会、福祉施設、福祉団体、ボランティア連絡協議会、民間事業者）

